

談合情報対応マニュアル

平成15年7月14日
総務第434号

(沿革) 平成15年7月14日付け総務第434号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成17年2月3日付け総務第893号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月22日付け総務第315号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1217号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月31日付け出総第383号一部改正

第1 一般原則

1 情報の確認、通報

入札に付そうとする工事又は入札に付した工事について入札談合に関する情報（新聞等の報道を含む。以下「情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認のうえ、電話等により、速やかに出納局総務課入札課長（以下「入札課長」という。）（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所（以下「地方公所」という。）の長が執行する工事に係る情報を除く。）又は広域振興局の審査指導監（所管区域内の地方公所の長が執行する工事に係る情報に限る。）へ通報すること。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

2 各委員会への報告

入札課長又は広域振興局の審査指導監は、1により通報を受けた場合には、談合情報調書（様式第1号）により速やかに県営建設工事公正入札調査委員会設置要領に定める本庁委員会又は地方委員会（以下「各委員会」という。）に報告すること。

3 各委員会の審議

各委員会は、2により報告を受けた場合及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応について、調査、審議するものとする。

4 本庁委員会への報告及び協議

地方委員会は、談合情報を把握し調査を行う各段階において、速やかに必要書類の写しを添えて本庁委員会に様式第2号により報告し、協議すること。

5 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の調査、審議等

(1) 次に掲げる場合には、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）に県の調査結果について調査及び審議（以下「調査等」という。）を依頼するものとする。

ア 談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高い場合

イ その他知事が特に必要と認めた場合

(2) 最終的な対応の決定については、適正化委員会の調査等の結果を踏まえて行うものとする。

(3) (1)以外の情報への対応については、県の調査終了後、適正化委員会に適宜報告しなければならない。

6 公正取引委員会等への通報

(1) 公正取引委員会への通報は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定による場合のほか、本庁委員会がその判断により必要に応じて行うものとする。

(2) 警察への通報は、本庁委員会がその判断により必要に応じて行うものとする。

7 報道機関等への対応

情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、入札課長又は広域振興局の審査指導監が対応すること。なお、情報について、公正取引委員会等へ通報している場合は、原則としてその旨を明らかにすること。

第2 事情聴取

1 各委員会は談合情報が次の各号に該当する場合は、原則として入札参加者から事情聴取を行うものとする。

(1) 情報提供者の氏名又は連絡先が明らかであって、次のアからカまでのいずれかの情報が含まれている場合

ア 落札予定者

- イ 落札（入札）予定金額
 - ウ 談合が行われた日時、場所、方法、談合に参加した者の名称等
 - エ 具体的な談合組織の存在
 - オ 発注者が公表していない情報
 - カ その他談合に参加した者以外に知り得ない情報
- (2) 匿名による情報であって、(1)のアからカまでのいずれか2以上の情報が含まれている場合
- (3) 匿名による同一内容の情報が複数寄せられた場合で、そのいずれもが(1)のアからカまでのいずれかの情報が含まれている場合
- 2 事情聴取は、次により行うものとする。
- (1) 開札前に談合情報を把握した場合
- 開札を執行し、開札の結果に応じ下記により対応すること。ただし、談合が行われた蓋然性が高いと認められる談合情報その他入札執行前に調査をすることが適当と認められる談合情報については、入札執行前に入札参加予定者から速やかに事情聴取を行うこと。この場合において、入札日前に事情聴取及びその取りまとめを行ういとまがないときは、入札を延期したうえで行うこと。
- ア 談合情報の内容と一致した場合
- 落札決定手続きを保留し、入札参加者に対し直ちに事情聴取を行うとともに、入札参加者から入札額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めるとする。
- イ 談合情報と異なった場合
- 入札参加者から誓約書（様式第4号）を提出させたいうで落札候補者を決定する。
- (2) 開札後に談合情報を把握した場合その他不正行為が疑われるなど調査が必要と認められる場合
- 入札参加者から速やかに事情聴取を行うこと。
- 3 事情聴取は、次に掲げる事項に留意して行うこと。
- (1) 事情聴取の方法等
- ア 事情聴取は、複数の職員により行うこと。
- イ 事情聴取は、入札参加者を指定した時間、場所に集合させたいうで、事情聴取書（様式第3号）の質問項目を参考に必要事項の聞き取りを行うこと。なお、質問項目は参考例であり、実際の質問項目は談合情報等の内容に応じて適宜設定すること。
- ウ 聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成すること。
- (2) 誓約書の提出等
- 事情聴取を行ったときは、入札参加者から、聴取内容を公正取引委員会及び警察に送付すること並びに情報公開条例に基づく開示請求があった場合公にされることに異議がない旨の誓約書（様式第4号）を徴するものとし、その旨を事情聴取の相手方に通知したうえで自主的に提出させること。

第3 具体的な対応

事情聴取以後の具体的な対応は次によること。

- 1 開札前の談合情報の場合
- (1) 入札執行前に事情聴取した場合
- ア 談合の事実があったと認められる場合
- 事情聴取等の結果、次のように談合の事実があったと認められる場合には、入札を取り止めること。
- (ア) 事情聴取等の結果、入札参加者等から情報が事実である旨の証言を得たとき。
- (イ) 調査の結果、談合の存在をうかがわせるメモ類、録音テープ等入手したとき又は利害関係を有しない者からの確実な証言を得たとき。
- イ 談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高い場合
- 事情聴取等の結果、次の事例のように談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高いと判断できる場合には、適正化委員会の調査等を踏まえ、入札を取り止めること。
- (ア) 談合情報の内容と一致する部分があるとき。
- (イ) 入札参加業者等の非公表の情報が事前に漏れている可能性が高いと認められるとき。
- (ウ) 確たる証拠や証言は確認できなかったが、談合情報の信憑性が高いと認められるとき。

- (エ) その他当該入札をそのまま執行した場合、公正な入札を確保することが困難と認められるとき。
- ウ 談合の事実が確認できなかった場合（上記イの場合を除く）
- (ア) 事情聴取等の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、入札参加者から誓約書を提出させるとともに、「入札執行後、明らかに談合の事実があったと認められるときは入札を無効とする」旨の注意を行った後に入札を執行すること。
- (イ) 入札参加者から工事費内訳書を提出させること。
- (ウ) 工事費内訳書の分析の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、2により対応すること。
- (2) 開札後に事情聴取した場合
- ア 談合の事実があったと認められる場合
事情聴取等の結果、次のように談合が事実である旨の証言を得るなど談合の事実があったと認められる場合には、入札を無効とすること。
- (ア) 事情聴取等の結果、入札参加者等から情報が事実である旨の証言を得たとき。
- (イ) 調査の結果、談合の存在をうかがわせるメモ類、録音テープ等入手したとき又は利害関係を有しない者からの確実な証言を得たとき。
- (ウ) 入札結果及び工事費内訳書の分析の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たとき。
- イ 談合の事実は確認できないが、談合等不正行為の疑いが高い場合
事情聴取及び工事費内訳書等の分析の結果、談合の事実は確認できないが、談合情報と入札結果の比較等により談合等不正行為の疑いが高いと判断できる場合には、適正化委員会の調査等を踏まえ、入札を無効とすること。
- ウ 談合の事実が確認できなかった場合（上記イの場合を除く）
事情聴取結果及び工事費内訳書等の分析の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、入札参加者から誓約書を提出させようえ、落札決定を行う。
- 2 開札後の談合情報等の場合
開札後に談合情報があった場合その他不正行為が疑われる場合には、すでに落札候補者が決定し、又は落札者及び落札金額がすでに閲覧に供されていることに留意し、以下の手続をとること。
- (1) 落札決定以前の場合
- ア 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合
事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とする。
- イ 談合の事実が確認できなかった場合
事情聴取等の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、入札参加者から誓約書を提出させようえ、落札決定するものとする。
- (2) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合
- ア 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合
事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とする。
- イ 談合の事実が確認できなかった場合
事情聴取等の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、入札参加者等から誓約書を提出させようえ、落札者と契約を締結するものとする。
- (3) 契約（仮契約を含む）締結後の場合
- ア 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合
事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。
- イ 談合の事実が確認できなかった場合の対応
事情聴取等の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、入札参加者等から誓約書を提出させるものとする。

附 則 (平成15年7月14日総務第434号)
このマニュアルは、平成15年7月14日から適用する。

附 則 (平成21年3月30日総務第1252号)
改正後のマニュアルは、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月18日総務第1217号)
改正後のマニュアルは、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月28日総務第236号)
改正後のマニュアルは、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月31日出総第383号)
改正後のマニュアルは、令和3年4月1日から適用する。